

パブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントについて

第3期宮崎県国民健康保険運営方針を策定するにあたり、広く県民から意見を募集するため、以下のとおりパブリックコメント手続を実施した。

(1) 実施期間

令和5年8月17日（木）～令和5年9月15日（金）

(2) 素案を閲覧できる場所

- ・ 県ホームページ
- ・ 県民情報センター(県庁本館1階)
- ・ 県政相談室（県庁4号館1階、日南・串間・都城・小林・西都・高鍋・日向・延岡の各総合庁舎1階、西臼杵支庁1階）
- ・ 県国民健康保険課

(3) 意見の提出方法

所定の「御意見記入用紙」に必要事項を記入し、県国民健康保険課あてに郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出する。

2 実施結果

1名より2件の御意見の提出があった。

御意見の内容及び御意見に対する県の考え方は別紙のとおり。

なお、いただいた御意見と御意見に対する県の考え方は、後日、県ホームページで公表を行った。

「第3期宮崎県国民健康保険運営方針（素案）」に対する
御意見の要旨と県の考え方

該当 ページ	該当箇所、 項目等	御意見	県の回答
34	(1)柔道整復施 術療養費	「適切な患者調査を実施できる よう」の「適切な」という修飾語 はいらないと思います。	柔道整復施術療養費に係る患者調 査は、各市町村において「柔道整復 施術療養費に係る患者調査の実施に 関する標準的な取扱い」に基づき実 施することとしています。調査の方 法（外部委託を含む）や回数につい ては各市町村の状況に合わせて実 施することを想定しており、市町村 においてさらに詳細な抽出基準や手 順等を加えることも考えられます。ま た、患者調査を行う上で、受診抑制 をもたらすことのないよう十分留意 する必要がございます。それらを踏 まえ「適切な」という文言を用いて おります。
34	(1)柔道整復施 術療養費	「適切な患者調査を実施できる よう」の「実施」を「着実に実 施」に変えることはできません か。	いただいた御意見を踏まえ、修正 いたします。